



高齢者虐待防止ネットワーク会議

高齢者虐待防止ネットワーク会議

行政としての責務と基幹型地域包括支援センターの機能を持って、個別支援体制（緊急受理会議・個別ケース会議）と関係機関のネットワーク構築（代表者会議・実務者会議）に取り組む体制を整備

○緊急受理会議

- 通報受理後、速やかに開催。虐待有無の判断、緊急性の判断、対応方針決定

（参加メンバー）高齢者相談室長・介護予防係長・包括支援係（係長/地域包括支援センター支援担当）・高齢者福祉係（係長/措置担当/市長申立担当）・委託型地域包括支援センター・ケアマネジャー等の関係者

（判断）

- 緊急性が高く保護・分離が必要なケース ⇒ 主担当：市（高齢者相談室）
- 支援方針を立て継続的な支援が続くケース ⇒ 主担当：地域包括支援センター

○個別ケース会議

- 緊急受理会議で決定した対応方針を受け、当該方針を評価・新たな支援方針の検討

*開催・招集：市（高齢者相談室）

*参加機関：地域包括支援センター・ケアマネジャー等介護サービス事業所・社会福祉協議会・保健所・医療機関・警察署・消防署・民生委員・庁内関係部署等

○代表者会議

- ネットワーク会議を構成する関係機関との円滑な連携を確保し、実務者会議を円滑に運営するための環境整備。年1回開催

参加メンバー：民生委員協議会、市社協、市医師会、市歯科医師会、弁護士会、市障害者センター、地域包括支援センター（委託）、保健所、精神保健福祉センター、警察署、消防署・庁内等の各代表者

○実務者会議

- ネットワーク会議を構成する関係機関との連携を強化。年2回開催

参加メンバー：代表者会議の参加メンバーに掲げる組織の実務者

高齢者虐待防止ネットワークの整備

- 高齢者虐待防止ネットワーク実施要綱に基づき、関係機関へ協力の要請。
- 市は高齢者の状況によって緊急保護、立入調査、市長申立等の権限行使を担う。

- *ネットワークを構成する支援機関が統一した見解を共有
- *具体的な支援方針を立案、支援を実施。評価・見直しを継続
- *実態把握、関連事業の構築、民間を含めた対応機関や窓口の明確化、地域の関係機関を連携したネットワーク会議の創設とそのルール化、地域住民への周知
- *緊急受理会議及び個別ケース会議の帳票の統一

様々な事例への対応を可能とするための支援体制の整備

- ①基幹型地域包括支援センターに、委託型地域包括支援センターを支援する市の担当職員を配置
(基幹型地域包括支援センター人員体制：専門職6名、事務職3名)
 - ・委託型センターが直面する課題について、当該センターを受け持つ担当職員が個別に相談対応
 - ・虐待通報ケースの初動対応・緊急受理会議の調整等を行う
 - ・必要に応じて、基幹型センターの担当職員が同行訪問、面接に同席
 - ・家族支援において、関係機関の協力要請等の調整
- ②専門的な助言が必要なケースへの支援
 - ・虐待対応ケースにおいて複合的な課題解決が必要なケース等の事例検討の場へ、学識者・弁護士・医師等がアドバイザーとして参加
- ③研修・事業による人材育成
 - ・精神科医をアドバイザーに迎えた事例検討会
 - ・センター全体会における研修
 - ・各職種別連絡会における事例検討、研修等
 - ・面接技術・協働のスキル・ケースカンファランスの開発・研修を通じた取り組み
(AAA研修(安全づくり安全探しアプローチ))